

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

三井住友信託銀行（リボルビング・ファシリティ（アンコミットメント）） Athene Trust

【新規】

ABLプログラム格付

AA-

■ 格付事由

JCRは、25年2月6日付ニュースリリース 24-D-1558の通り、対象債務者に対する貸付金を信託財産とする特定金銭信託（契約番号 00015311）に対する ABLプログラム及び ABLプログラム（デリバティブ取引有り）にそれぞれ「AA-」の格付を付与している。本件は、当該 ABLプログラムもしくは ABLプログラム（デリバティブ取引有り）をリパッケージした合同運用指定金銭信託の流動性確保を目的とするリボルビング・ファシリティ契約（アンコミットメント）に基づく ABLプログラム（Athene Trust）に対する格付である。

1. スキームの概要

- 合同運用指定金銭信託の受託者は、受益権投資家からの信託金を合同して、対象債務者向けの貸付金を信託資産とする特定金銭信託向け ABL として運用する。
- 合同運用指定金銭信託の受託者は、対象債務者向け貸付金の元利金を原資とした特定金銭信託向け ABL の元利金を受領する。対象債務者向け貸付金が米ドル建ての場合、特定金銭信託の受託者は三井住友信託銀行（銀行勘定）との間で通貨スワップ契約を締結し、円建てで元本及び利息の支払いを行う。なお、通貨スワップによる円転は合同運用指定金銭信託にて実施するケースも想定されている。
- 合同運用指定金銭信託の受託者は受益権投資家から短期投資資金を受け入れる一方、特定金銭信託向けに長期の ABL で運用することから、両者について運用期間の不一致が生じている。合同運用指定金銭信託について継続投資せず運用期間満了に伴う元本償還が生じる場合は、原則として新たに募集する信託金を償還原資とするが、なお不足する場合には、別途、流動性を確保する必要がある。
- 合同運用指定金銭信託の受託者は、合同運用指定金銭信託の元本償還の流動性確保を目的として、三井住友信託銀行（銀行勘定）の間で、特定金銭信託向け ABL と同期間のリボルビング・ファシリティ契約（アンコミットメント）を締結する。合同運用指定金銭信託の元本償還原資が不足する場合において、合同運用指定金銭信託の受託者は、本契約に基づき三井住友信託銀行（銀行勘定）に対して借入申込を行い、三井住友信託銀行（銀行勘定）は、自らの完全な自由裁量で個別貸付の可否を判断し、貸付を実行することができる。
- 本プログラムでは、合同運用指定金銭信託から特定金銭信託向け ABL に対応するリボルビング・ファシリティ契約（アンコミットメント）が複数のシリーズにわたって反復的に締結されていく予定である。なお、合同運用指定金銭信託の責任財産に関して、シリーズ間のリング・フェンスは設定されていない。

2. 格付評価のポイント

- 本プログラムにおける ABL の元利払いは対象債務者向け貸付金にかかる元利払いが原資となることから、その債務履行の確実性は対象債務者の信用リスクの影響を受ける。
- 合同運用指定金銭信託の責任財産は三井住友信託銀行（銀行勘定）との通貨スワップを伴うものも含めてシリーズ間のリング・フェンスが設定されていないことから、本プログラムにおける ABL の元利払いは共通してスワップカウンターパーティである三井住友信託銀行（銀行勘定）の信用リスクの影響を受ける。
- 上記(1)及び(2)より、本プログラムにおける ABL の元利払いの確実性は、対象債務者の信用力、スワップカウンターパーティの信用力のいずれか低い方に収斂・連動するものと考えられる。

- (4) リボルビング・ファシリティ契約（アンコミットメント）に基づいて実行される ABL の基準貸付期間は 1 ヶ月であるが、予定満期日に支払原資が不足する場合には最終満期日まで繰延可能である。
- (5) 合同運用指定金銭信託およびリボルビング・ファシリティにかかる事務など、本件スキームにかかる三井住友信託銀行の業務遂行能力については、特段の問題はないものと判断している。

以上より、本 ABL プログラム（Athene Trust）に対する格付を「AA-」とした。

（担当）中川 哲也・小山 恵美

■格付対象

【新規】

対象	リボルビング・ファシリティ契約（アンコミットメント）に基づく ABL プログラム（Athene Trust）
プログラム設定日	2025 年 2 月 28 日
基準貸付期間	1 ヶ月
予定満期日	実行希望日から基準貸付期間後の応当日（当該応当日が営業日以外の日に当たるときは、その前営業日）
最終満期日	特定金銭信託向け ABL の返済期日以降の営業日
貸付極度額	特定金銭信託向け ABL の実行額を上限
適用利率	特定金銭信託向け ABL と同率（変動）
返済方法	満期一括返済
流動性・信用補完措置	なし
格付	AA-

＜ストラクチャー、関係者に関する情報＞

対象債務者	Athene Annuity and Life Company
合同運用指定金銭信託の受託者	三井住友信託銀行株式会社（Athene Trust 受託者）
アレンジャー	三井住友信託銀行株式会社
スワップカウンターパーティ	三井住友信託銀行株式会社

格付提供方針等に基づくその他開示事項

- 信用格付を付与した年月日：2025 年 2 月 26 日
- 信用格付の付与について代表して責任を有する者：湊岡 由典
主任格付アナリスト：中川 哲也
- 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準については、JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014 年 1 月 6 日）として掲載している。
- 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法（格付方法）の概要は、JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に、「リパッケージ商品」（2019 年 8 月 5 日）の信用格付の方法として掲載している。回収金口座や倒産隔離など他の付随的な論点についても上記のページで格付方法を開示している。
- 格付関係者：
（発行体・債務者等） Athene Annuity and Life Company
（アレンジャー） 三井住友信託銀行株式会社
- 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手した

ものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：

- ・格付対象商品および裏付資産に関する、関係者から入手した証券化関連契約書類

なお、上記については関係者が証券化関連契約書類上で情報の正確性に関する表明保証を行っている。

8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：

JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、いずれかの格付関係者による表明保証もしくは対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。

9. 格付関係者による関与：

本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。

10. JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置：なし

■ 留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

予備格付：予備格付とは、格付対象の重要な発行条件が確定していない段階で予備的な評価として付与する格付です。発行条件が確定した場合には当該条件を確認し改めて格付を付与しますが、発行条件の内容等によっては、当該格付の水準は予備格付の水準と異なることがあります。

■ NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。

■ 本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル